

写

令和4年10月21日

三重労働局長  
金尾文敬 殿

三重地方最低賃金審議会  
会長 安井 広 伸

三重県電線・ケーブル製造業最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和4年8月5日付け三労発基0805第1号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論に達したので答申する。

## 別紙

三重県電線・ケーブル製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

- 1 適用する地域  
三重県の区域
- 2 適用する使用者  
前号の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者
  - (1) 電線・ケーブル製造業
  - (2) (1)に掲げる産業において管理, 補助的経済活動を行う事業所
  - (3) 純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)に掲げる産業に分類されるものに限る。）
- 3 適用する労働者  
前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。
  - (1) 18歳未満又は65歳以上の者
  - (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
  - (3) 次に掲げる業務に主として従事する者
    - イ 清掃、片付けその他これらに準ずる軽易な業務
    - ロ 書類等の複写、集配又は簡易な入力業務
    - ハ 手作業による軽易な包装、箱詰め又は運搬の業務
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額  
1時間 970円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの  
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日  
法定どおり